

## (36) 指導者海外派遣規程

### (目的)

第1条 本規程は、地域の卓球普及・発展に寄与するため、世界選手権大会の視察・研修に、ブロック代表の指導者を公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）が派遣する場合の規程を定める。

第2条 視察・研修に参加する指導者の資格は、事後、その知識を地域の卓球普及・発展に寄与するため、第一線で活躍できるものでなければならない。

### (範囲)

第3条 本規程が示すブロックとは、北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州及び東京の10ブロックである。

第4条 派遣する代表者は、各ブロック1名、合計10名とする。  
但し、都合により10人そろわなくても実施できるものとする。

### (派遣決定)

第5条 海外派遣のPR・準備・手続き等は指導者養成委員会が担当し、委員会原案を運営会議にて審議の上、理事会に諮り決定するものとする。

### (負担)

第6条 派遣費用については、全費用（往復旅費、宿泊費、空港税）の50%相当を本会が負担する。差額は個人負担とする。

### (保険)

第7条 派遣者には出発日を起点として、本会を受取人とする海外障害保険を付保し、保険料は本会がこれを負担する。  
但し保険金の限度は、死亡10,000千円、疾病・傷害各1,000千円を限度とする

### (報告)

第8条 派遣指導員は、帰国後1か月以内に専務理事宛て、視察・研修レポートを提出しなければならない。

### (活用)

第9条 視察・研修レポートの活用は以下に示す。

- 1) 理事会
- 2) 指導者養成委員会
- 3) 指導者養成委員会主催のブロック講習会
- 4) ブロック内の各種講習会
- 5) その他の講習会

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。